

新庁舎歴史資料展示室整備業務
委託仕様書

1. 業務名

新庁舎歴史資料展示室整備業務

2. 業務の目的

本業務は、現在建築工事中の長岡京市役所本庁舎内に、令和6年5月長岡京市文化財保存活用課「新庁舎歴史資料展示室 基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づいて、新庁舎歴史資料展示室の整備を行うことを目的とする。

3. 委託の期間

契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで

4. 業務の体制

本業務の履行に当たっては、下記の技術者を各1人以上配置すること。配置した技術者は、原則として変更を認めないが、発注者との協議に基づく場合にはこの限りではない。

(1) 管理技術者(総括責任者)

平成26年度以降に、歴史系・人文系博物館または美術館等の常設展示における、展示設計または展示製作業務(リニューアルを含む)を元請けで従事し、完了した実績を有するとともに、業務を統括できる者。

(2) 一級建築士

平成26年度以降に、歴史系・人文系博物館または美術館等の常設展示における、展示設計を行った実績を有し、現在建築工事中の長岡京市役所本庁舎の設計業務受託者及び施工業務受託者、工事管理者との調整を円滑に行える者。

(3) 学芸員

本業務を行うのに必要な技術能力及び経験を有し、本業務担当事務局や学識経験者等と十分に協議して展示構成を作成し、展示作業を行える者。

5. 対象施設の概要

(1) 施設名称

新庁舎歴史資料展示室(仮称)
(以下、「歴史資料展示室」とする。)

(2) 施設所在地

長岡京市役所 京都府長岡京市開田一丁目1-1

(3) 施設建物

①敷地面積

6,634.98 m²

②建築延べ床面積

19,538.42 m²

③建物構造

鉄筋コンクリート造(免震構造)

地下1階 地上5階(1期庁舎)

地上8階(2期庁舎)

(4)施設面積(建築確認申請上の面積)

歴史資料展示室 合計 136.36 m²

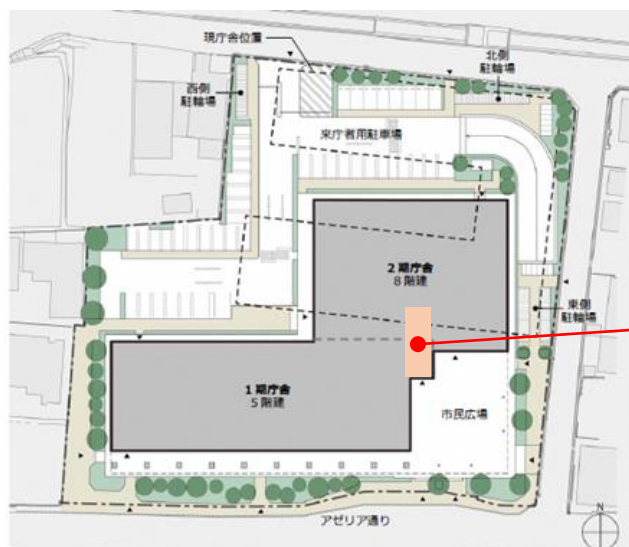
①展示スペース 70.71 m²

②展示室 1 31.09 m²

③展示室 2 34.56 m²

6. 業務の対象範囲

(1)施設位置図



(2)長岡京市役所本庁舎 2階概略平面図



7. 業務の区分

項目	建築工事施工者		展示製作施工者	
天井				
展示スペース	○			
展示室 1・2		素地渡し	○	下地仕上げ共・対圧力仕様
壁				
展示スペース		素地渡し	○	下地仕上げ共
展示室 1・2		素地渡し	○	下地仕上げ共
床				
展示スペース	○			
展示室 1・2	○	素地渡し・防塵塗装	○	下地仕上げ共・OAフロア

建具	○		△	必要に応じて化粧
機械設備	○		△	レイアウトに合わせて移設可
防災設備	○	自動火災報知設備・非常放送・誘導灯・非常用照明	△	レイアウトに合わせて移設可
防犯設備	○		△	レイアウトに合わせて移設可
電気設備	○	分電盤から歴史資料展示室まで配線	○	歴史資料展示室内での配線・器具設置
映像音響設備			○	
サイン	○	施設附帯サイン	○	展示関連サイン

※○は主体業務、△は○による施工後の調整施工を示している。その取り合いはあくまで概略であり、業務に当たっては新庁舎建築受託事業者等と相互調整の上、設計内容に反映すること。

8. 業務の項目

本仕様書及び基本計画に基づき、次に掲げる業務を、以下の業務内容のとおり行う。業務に当たっては、本業務担当事務局と協議の上、その承認を得て進めていくものとする。

- (1) 展示設計
- (2) 新庁舎建築受託事業者等との調整
- (3) 展示製作
- (4) 展示作業
- (5) その他

9. 業務の内容

- (1) 展示設計
 - ① 展示コンセプトの検討
 - ② 展示ストーリー及び展示構成の作成
 - ③ レイアウト及び観覧者導線、演出手法の検討
 - ④ 展示設計図の作成
 - ア. 意匠図(平面図・展開図)
 - イ. 内装仕上表
 - ウ. 造作図

※内装仕上設計(床・壁・天井)を含む

エ. 展示什器図

※展示室 2 には、ピクチャーレール(ハンガーセット含む)の設置等、展示替えに応じて可変性に富むような手法を設計するとともに、国重要文化財も展示可能な仕様の壁面ケースを製作

すること。

オ. 造形・模型図

※展示室 1 には、市域を表す模型等の製作を行うこと。

カ. グラフィック・サイン図

キ. 照明・コンセント設備図

※展示スペースは個別演出、展示室 1・2 は空間全体及び個別演出の照明設計を行うこと。

※展示室 2 には、可変性に富んだ展示替えに対応できるよう、床用コンセントを適宜設けること。

ク. 映像音響設備図

※映像コンテンツ等を上映する制御システムを含む。

ケ. 映像コンテンツ図

※コンテンツは容易に追加・入れ替えができる等、陳腐化しないよう工夫すること。

コ. 歴史資料展示室への誘導演出

※本庁舎内で歴史資料展示室の場所をアピールする手法を設計すること。

サ. 来場をもてなし、憩いくつろげる演出

※展示スペースに、楽しんで滞在し、情報発信したくなる工夫を設計すること。

シ. 市内への周遊を促す演出

※展示スペースや展示室 1 に、来場者を市内の文化財・歴史文化への誘導、周遊したくなる手法を設計すること。

⑤イメージパースの作成

⑥設計説明書の作成

⑦展示整備工程計画の作成

⑧展示整備費の算出

⑨展示維持管理費の算出

(2) 新庁舎建築受託事業者等との調整

現在建築工事中の長岡京市役所本庁舎の設計業務受託者及び施工業務受託者、工事管理者と十分な調整を行い、業務を遂行すること。

①設計に当たっては、令和 6 年 12 月 31 日までに新庁舎建築工事との工事区分や取り合いの調整を完了させること。

②製作に当たっては、内装工事着手の 3 ヶ月前までに新庁舎の建築確認申請や省エネ適合性判定にかかる内容(内装・設備仕様)を決定させること。

(3) 展示製作

①次の②に関する製作図の作成

②製作及び運搬、設置

ア. 内装仕上

イ. 造作

ウ. 展示什器

エ. 造形・模型

- オ. グラフィック・サイン
- カ. 照明・コンセント
- キ. 映像音響設備
- ク. 映像ソフト・情報コンテンツ
- ケ. 歴史資料展示室への誘導演出
- コ. 来場をもてなし、憩いくつろげる演出
- サ. 市内への周遊を促す演出

③機器操作説明書の作成

④施設名サイン(イラストを含む)の検討及び作成

(4) 展示作業

①資料展示前の空気環境調査

展示室 2 空間のホルムアルデヒド・有機酸・アンモニア濃度、及び各展示ケース内のホルムアルデヒド・有機酸・アンモニア濃度、気密性能について測定し、報告すること

※展示ケース内を測定する際は、製作する展示台を設置して実施すること。

②展示スペースでの展示資料(貴重資料でないものに限る)の演示作業

※候補として想定している資料は別紙 1 参照

③展示室 2 での「第 1 回企画展」における展示資料の運搬・演示作業

※候補として想定している資料は別紙 2 参照

※指定文化財・貴重資料の運搬・演示作業に実績のある専門業者に限る

④上記展示にかかるパネル・キャプション製作

※原稿は本業務担当事務局が作成・提供する

(5) その他

①打ち合わせ記録の作成・提出

②その他発注者が求める資料

10. 整備にかかる要求製品基準等

各事項の製品基準については、下記内容を目安とすること。

事項	内容
共通事項	部品・材料には新品を用い、日本工業規格(JIS)または国際標準化機構(ISO)に準拠し、あるものは規格品を使用すること。また、揮発性有機化合物・アンモニア・酸性物質等が含有していない材料、または放散量の極力小さいものを使用すること。
グラフィック・サイン・キャプション	日本語を基本とするが、コーナータイトルや見出しは英語・中国語等多言語化すること。
施設名サイン	簡易なイラストも添えたものを作成すること。想定する使用範囲は、歴史資料展示室入口への掲示及び HP・広報物・記念品(無料)、図録(有料)

	への記載。
造形・模型	市域を表す模型等は、スケール 1/3000 程度の大きさ、またはそれ以上とする。
映像コンテンツ	『長岡京市文化財保存活用地域計画』で定めた長岡京市の歴史文化の特徴、「7 つのものがたり」を紹介するものを制作すること。 3D 等デジタル技術を用い、より資料の魅力を引き出す手法を検討すること。
展示ケース (展示室 2 に配置する)	・壁面ケース W4720×D1517×H2800 程度 エアタイトケース 高透過ガラス・低反射フィルム貼、フラットスライド扉、LED 照明、外装はスチールアクリル塗装とする。 展示台は数パターンの資料サイズに対応できるものを製作すること。 ピクチャーレール(ハンガーセット含む)の設置等、展示替えに応じて可変性に富むような工夫を設けること。 ・行灯ケース W900×D900×H2100 程度、1 台 エアタイトケース 高透過ガラス、LED 照明 展示台は数パターンの資料サイズに対応できるものを製作すること。 ・覗きケース W1800×D900×H900 程度、2 台 エアタイトケース 高透過ガラス、LED 照明 展示台は数パターンの資料サイズに対応できるものを製作すること。
空気環境調査	・東京文化財研究所による基準値(参考値) ホルムアルデヒド 80ppb 以下 有機酸 170ppb 以下 アンモニア 30ppb 以下 ・気密性能(目安値) 空気交換率 0.1 回/日以下

11. 成果品の提出及び検査・検収と契約不適合

本業務は、成果品及び完了届の納品・提出、成果品検査及び展示製作完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても、不備または是正すべき事項が判明した場合は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じるものとする。対象は委託期間完了

後、1 年以内とする。ただし、受託者の責めに帰すべき理由による不良個所、基本的な設計・製作に関わる不具合・故障等が発生した場合は、この限りでない。

成果品の納品及び検収、展示製作の検査は、下記の年度毎に行うものとする。成果品は次のとおりで各 3 部、書面は A4 版、図面は A3 版を基本とする。

納品 検査・検収期限	対象の業務内容	成果品
令和 7 年 3 月 31 日	8(1)・(2)・(5)	・展示設計図書 ・設計説明書 ・展示製作工程計画 ・展示整備費計算書 ・打ち合わせ記録簿 ・その他(発注者の指示によるもの) ・上記電子データ
令和 8 年 3 月 31 日	8(2)・(3)・(5)	・展示竣工図書 ・機器操作説明書 ・打ち合わせ記録簿 ・その他(発注者の指示によるもの) ・上記電子データ
令和 8 年 12 月 31 日	8(2)・(4)・(5)	・展示竣工写真データ ・空気環境の測定結果報告書 ・気密性能の測定結果報告書 ・その他(発注者の指示によるもの) ・上記電子データ

12. 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、常に発注者との連携を密に保ち、随時進捗状況を報告するとともに、適宜十分な打ち合わせを行い、本業務の円滑な推進に努めること。
- (3) 受託者は、発注者が必要と認めるときは、その求めに応じて会議等に参加すること。また、会議等に必要の関係資料の作成及び業務報告を求められたときは、速やかに応じること。
- (4) 展示設計及び展示内容は、必要に応じて発注者に報告し、承認を得ること。展示製作は、発注者の承認を受けた設計に基づき、施工すること。展示作業は、発注者の承認を受けた展示内容に基づき、行うこと。
- (5) 展示設計は、視覚的な要素だけでなく、五感で心地よく過ごすことができる環境となるようサウンドデザインにも考慮すること。
- (6) 展示製作にかかる材料・機材等の搬入・搬出にあたっては、発注者や新庁舎建築受託事業者

等と協議の上、調整を図ること。

- (7)現場の管理は、労働基準法・労働安全衛生規則、その他の関係法令に従い、現場の労働者等の出入の監督、風紀衛生の取締り、ならびに火災・盗難などの事故防止について遺漏のないようにすること。また、現場は常に整理整頓すること。
- (8)業務対象範囲内の既存施設・設置物・植栽、設置済みの展示物、未使用材等で、汚れや損傷の恐れがあるものについては、適切な方法で保護・養生すること。
- (9)現場業務の完了に際しては、業務対象範囲内及び当該範囲に至る経路等の後片付け・清掃を入念に行うこと。また、発生した廃棄物等は、関係法令に従い、適切に処理すること。
- (10)本業務の内、「9. 業務の内容(4)展示作業②・③」は、施設建物の枯らし期間を鑑み、令和 8 年 10 月以降に行うこととする。その他の展示製作・設置作業は、令和 7 年 12 月 31 日までを目処に完了すること。
- (11)展示設計・製作に必要な情報や資料の提供については、業務担当事務局と協議の上、進めること。
- (12)展示スペースの展示作業は、業務担当事務局の学芸員が立ち会いのもと、受託者にて行うこと。資料の運搬・搬入は、業務担当事務局が行う。
- (13)展示室 2「第 1 回企画展」の展示作業は、資料の運搬・展示ケースへの演示・撤収作業を、業務担当事務局の学芸員が立ち会いのもと、受託者にて行うこと。
- (14)展示製作・設置完了から展示作業開始までの期間においては、納品展示物の破損等の責任は、発注者が請け負うものとする。
- (15)長岡京市役所本庁舎建築工事の期間延長等により、スケジュールの変更が生じた場合は、発注者や新庁舎建築受託事業者等と協議の上、調整を図ること。
- (16)業務委託期間はもとより、業務完了後においても、本業務で知り得た機密・個人情報等は他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (17)この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、業務担当事務局の指示に従うこと。発注者が必要と認める軽微な指示事項については、契約金額の範囲内で実施すること。

13. 再委託等

- (1)受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2)受託者は、本業務の一部について再委託を行う場合は、下記についてあらかじめ文書より発注者と協議し、承諾を受ける必要がある。
 - ①再委託の相手方の商号又は名称及び住所
 - ②再委託を行う業務の範囲
 - ③再委託を行う必要性
- (3)受託者は、第三者に再委託を行う場合においても、受託者の義務について、その責めを免れない。

14. 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託にかかる著作権を含む成果物の全てを、業務の完了をもって発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく使用または流用してはならない。。
- (3) 受託者は、著作権法第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に規定する権利も発注者に移転し、受託者に留保されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物について、受託者は、その責任において、発注者の使用に支障がないように発注者に当該権利を移転させるか、または、当該使用許諾を受けるものとする。

15. 担当事務局

長岡京市 教育部 文化財保存活用課

住所 〒617-0824 京都府長岡京市天神四丁目 1 番 1 号

電話 075-954-3557(直通)

Fax 075-954-8500(直通)

電子メール bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp

展示スペース 展示候補資料

	① カキ化	W140×H65 程度
旧石器時代	② ナイフ形石器・剥片(開田遺跡)	W12×H60 程度
縄文時代	③ 石鏃(下海印寺遺跡)	W15×H37 程度
弥生時代	④ 石包丁(神足遺跡)	W106×H42 程度
	⑤ 弥生土器(雲宮遺跡)	W190×H245 程度
古墳時代	⑥ 水鳥形埴輪(恵解山古墳)	W450×H500 程度
	⑦ 鉄剣・鉄鏃(恵解山古墳)	W600 程度
	⑧ 珠文鏡(馬場遺跡)	W35×H37 程度
	⑨ 玉類(長法寺七ツ塚古墳群)	φ10 程度
奈良時代	⑩ 「弟国」墨書須恵器(上里遺跡)	W47×H70 程度
	⑪ 瓦当(鞆岡廃寺)	W160×H160 程度
長岡京時代	⑫ 軒丸・平瓦(谷田瓦窯群)	W116×H107・W230×H190 程度
	⑬ 荷札木簡	W17×H99 程度
	⑭ 緡銭	W55×H50 程度
	⑮ 四仙騎獣八稜鏡	W90×H90 程度
	⑯ 土馬(西山田遺跡出土)	W115×D65×H75 程度
平安時代	⑰ 絵画線刻土器(井ノ内遺跡)	φ240×H67 程度
	⑱ 緑釉陶器(今里遺跡)	φ105 程度(椀)
中世	⑲ 羽子板・毬杖の球(今里城跡)	W73×H140 程度
	⑳ 鬼瓦(勝龍寺城跡)	W238×D235×H52 程度
	㉑ 火縄銃の玉(恵解山古墳)	φ10～20 程度
近世・近代	(今後埋文センターと協議してピックアップ)	

②



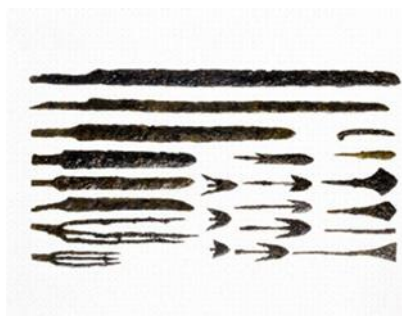
⑤



⑥



⑦



⑩



⑪



⑫



⑭



⑮



⑯



20



21



展示室 2「第 1 回企画展」展示候補資料

予定テーマ「仏さまのお腹のなかに—像内納入品の世界—」

- ①楊谷寺 木造千手観音立像
- ②①像内納入品(結縁交名)
- ③慈光院 木造不動明王立像
- ④③像内納入品(不明)
- ⑤慈光院 木造増長天立像
- ⑥⑤像内納入品(不明)
- ⑦寂照院 金剛力士立像像内納入品(結縁交名・紙背御成敗式目)
- ⑧光林寺 阿弥陀如来立像像内納入品(結縁交名)